

## 知立市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）において、建設現場における建設業の働き方改革を推進することにより労働者の労働環境の改善を図るため、週休2日制工事を導入するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 完全週休2日又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）は、次の各号に掲げる工事を対象とする。

(1) 発注者指定型 次の要件を全て満たす工事の中から発注者が選定した工事を対象とする。

ア 工程が現場条件に大きく制約されない工事

イ 設計金額が1億5,000万円以上の工事

ウ 災害復旧等の緊急性がない工事

(2) 受注者希望型 次の要件を全て満たす工事の中から発注者が選定した工事を対象とする。

ア 設計金額が5,000万円以上の工事（発注者指定型を除く。）

イ 災害復旧等の緊急性がない工事

(形式)

第3条 週休2日制工事等の形式は、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事 次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。ただし、安全管理のための現場巡視、地域貢献活動（現場見学会の実施、ボランティア活動等をいう。）への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

(ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

(イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

- (ウ) 夏季休暇（3日間）
- (エ) 年末年始休暇（6日間）
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 工事事務等による不稼働期間
- (キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元等の条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2) 週休2日制工事 週休2日制工事は、次の対象期間の全日数の28.5パーセント（7分の2）以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 休工日の設定 建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。また、毎月第2週及び第4週については土曜日を休工とするよう努めること。

（取組内容）

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型

ア 受注者は、工事契約後、週休2日制工事等の形式を選択するものとする。

ただし、発注者と書面により協議のうえ、やむを得ない事情により週休2日制に取り組まないこともできるものとし、第7条で定める経費の補正を行わない。

イ 受注者は施工計画書を提出するまでに、形式を決定し休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 監督員はイの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完全週休2日制工事又は週休2日制工事とする旨を回答する。

エ 受注者は毎月5日（休日の場合は翌市役所開庁日）までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(2) 受注者希望型

ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事、週休2日制工事又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、形式を決定し休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 監督員は、イの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完全週休2日制工事又は週休2日制工事とする旨を回答する。

エ 受注者は毎月5日（休日の場合は翌市役所開庁日）までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 対象工事が次の各号に掲げる工事の形式の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、工事成績評定において評価するものとする。

(1) 週休2日制工事 週休2日取得率が7分の2以上の場合

(2) 完全週休2日制工事 対象期間の全ての週間数に対する日曜日及び土曜日を休工とした週間数の割合（以下「完全週休2日取得率」という。）が90パーセント以上かつ週休2日取得率が7分の2以上の場合

2 完全週休2日制工事において、完全週休2日取得率が90パーセント未満でも、週休2日取得率が7分の2以上の場合は工事成績評定において週休2日制工事として評価するものとする。

3 週休2日取得率の算出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(2) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日と

する。

4 完全週休2日取得率の算出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(2) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は0.5週間として算出する。

(3) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

(4) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(5) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

5 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等（地域への貢献等）」において評価する。この場合において、第1項又は第2項に定める場合に該当しない場合であっても工事成績の減点を行わない。

（取組証明）

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式第1）を発行するものとする。

（費用の計上）

第7条 週休2日制工事等の取組を推進するため、休工状況に応じて経費の補正を行うものとする。

2 前項の経費の補正は、完全週休2日制・週休2日制工事实施要領（愛知県建設局、都市・交通局・平成28年4月1日施行）、建築工事における週休2日制工事实施要領（愛知県建設局・令和6年4月1日施行）又は完全週休2日制・週休2日制工事实施要領（愛知県企業庁・令和元年10月1日施行）（以下「県要領」という。）に準ずるものとする。

（工事名）

第8条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「（週休2日）」を記載するものとする。

2 受注者希望型については、工事看板等に週休2日制工事等の旨を記載すること

ができるものとする。

(特記仕様書)

第9条 特記仕様書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型

「本工事は、完全週休2日制・週休2日制工事（発注者指定型）の対象工事とする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「知立市週休2日制工事実施要領（令和6年4月1日施行）」によるものとする。」旨

(2) 受注者希望型

「完全週休2日制・週休2日制工事に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「知立市週休2日制工事実施要領（令和6年4月1日施行）」によるものとする。」旨

(入札公告)

第10条 入札公告文（指名競争入札又は随意契約による場合は、入札等を施行する旨の通知）には、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型

「本工事は、知立市週休2日制工事実施要領（令和6年4月1日施行）に基づく完全週休2日制・週休2日制工事（発注者指定型）の対象工事である。」旨

(2) 受注者希望型

「本工事は、知立市週休2日制工事実施要領（令和6年4月1日施行）に基づく完全週休2日制・週休2日制工事（受注者希望型）の対象工事である。」旨

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、県要領を参酌、又は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降公告又は指名する工事から適用する。

様式第 1 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

知立市長

印

週休 2 日制工事取組証

知立市週休 2 日制工事実施要領の規定により下記のとおり証明します。

記

工 事 名 (路線等の名称)		
最終契約金額	金	円
本工事の業種		
週休 2 日制の形式 (該当するものに○印)		完全週休 2 日制工事
		週休 2 日制工事